

消費税改革¹

～ 軽減税率導入と現行制度改革の是非～

明治大学 千田亮吉研究会

芥川弘 飯島裕美 今村陽香 古山育男
中村達也 山崎一徳 吉田賢一 渡辺莉恵子

2006年12月

¹本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、千田亮吉教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに

第 1 章 問題の所在

- 第 1 節 問題意識
 - 1. なぜ消費税引き上げか
 - 2. 消費税の引き上げ幅
- 第 2 節 先行研究
 - 1. 軽減税率
 - 2. 益税
 - 3. 本稿の位置づけ

第 2 章 諸外国およびわが国の消費税

- 第 1 節 海外の事例
 - 1. EU 各国における付加価値税の仕組みと現状
 - 2. EU 各国における軽減税率の事例
- 第 2 節 日本における消費税導入までの経緯
 - 1. 大平内閣の一般消費税
 - 2. 中曽根内閣の売上税
 - 3. 竹下内閣の消費税
- 第 3 節 軽減税率導入の際に生じる問題点

第 3 章 軽減税率の効用に関する実証分析

- 第 1 節 実証分析の方法
 - 1. 分析方法
 - 2. 推定結果
- 第 2 節 推定結果

第 4 章 益税

- 第 1 節 益税の問題点とその解消に向けて
 - 1. 益税の問題点
 - 2. 事業者免税点制度
 - 3. 簡易課税制度
 - 4. 限界控除制度
 - 5. 益税の解消に向けて

第 2 節 益税規模の計測

1. 分析方法
2. 推定結果

第 5 章 政策提言

1. 分析の要約
2. 政策提言

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

周知のように現在日本は巨額の赤字を抱えており、財政赤字は国・地方自治体を合わせて 800 兆円を上回る。そのような現状の中で、政府は 2002 年 1 月の閣議決定以来「2010 年初頭にはプライマリーバランスを黒字化すること」を方針とした財政運営を行おうとしている。

今後人口高齢化にともない社会保障費支出の増大が予測され、財政健全化のためには増税を検討せざるを得ない²。もちろん増税だけでなく、公共事業の大幅な見直しや削減といった歳出削減努力が不可欠である。実際、アメリカをはじめ先進諸国で財政赤字が削減された事例をみると、最も大きな要因は増税ではなく歳出の削減であった。日本でも、歳出削減による財政赤字の改善効果は大きい。

だがそれでも、日本において歳出の削減だけでは現状の歳出規模の拡大を抑制するには限界がある。さらに高齢化、情報化、国際化に対応して公的役割への期待は今後むしろ増大するだろう。

したがって政府が財政面からある程度の役割を果たすとすれば、増税なしの財政再建は現実的な対応として不可能ともいえる³。

こうした背景から我々は財政再建の手段を模索し、最も望ましいと考えられる消費税の引き上げを検討した。

² 村澤智宏・湯田道生・岩本康志（2004）「消費税の軽減税率適用による効率と公平のトレードオフ」『経済分析』第 176 号 1 頁

³ 井堀利宏（2000）「消費税シフトと制度改革のあり方」『税研』第 16 号 2 巻 21 頁

第1章 問題の所在

我々は財政再建と今後の少子高齢化社会への対応の手段の一つとして消費税の引き上げを検討する。その理由として、以下の3点が挙げられる。

あらゆる世代に広く公平に負担を求めることが出来る

景気変動の影響を受けにくい

我が国の消費税率が世界的に見て低い水準にある

海外の事例との比較については第2章1節で検証していくが、本節ではこれらの消費税の特徴を消費税とともに主要な税目である所得税、法人税の特徴と比較しながら考察する。また近年の税収や税制調査委員会の見解なども引用しながらその特徴を明らかにし、その上で本稿の大きなテーマである以下の3点についても触れていく。

軽減税率

益税

インボイス制度

第1節 問題意識

1. なぜ消費税引き上げか

まず消費税は財やサービスなどの消費を課税対象とすることから、すべての世代に負担を求めることができる。これは急速に少子高齢化が進む日本において重要である。なぜなら少子高齢化は勤労世代の人口減少を招き、勤労世代の人口減少は所得税収の減少を意味する。この所得税収の減少を所得税の引き上げによって補おうとすれば、所得税は高所得者ほど税率が高くなるといった累進性を持つため、勤労世代の労働意欲に対してマイナスに働いてしまう。これは高所得者だけでなく、ベンチャー企業の経営者など、これから高所得者になろうとする人にも障害となるであろう。また高い累進税率は、節税対策を引き起こし、社会的に非効率が発生してしまう⁴。そして先述のように高齢化に伴って医療や年金といった社会保障費支出の増加が予想される。こうした負担を勤労世代だけに求めることには公平性に反する。他にも増税の対象として法人税の引き上げが考えられるが、企業のグローバル化がすすむ現代において、法人税の引き上げによって企業が国外へと生産の場を移してしまうと、

⁴ 大田弘子(2002)『良い増税悪い増税 納得できる税制を目指して』東洋経済新報社 78頁

税源そのものが確保できなくなってしまう恐れがある。次に消費税が景気の変動を受けにくいといった特徴をデータから考察する⁵。

図1にあるように、所得税は1999年度の税制改正による引き下げで、改正前の1998年度には約17兆円であったが、1999年度には約15.4兆円へと減少した。しかし、翌年の2000年度には約18.8兆円と増加している。法人税もまた近年の景気回復によって増加傾向にあるといったように景気に左右されやすい。これに対して、消費税は1997年の消費税率3%から5%への引き上げ以降、10兆円前後と安定した税収を確保しているように、消費税は景気の変動を受けにくい。この景気の変動の影響を受けにくいということは財政再建や福祉財源の確保といった社会保障などの長期的な政策において大きな利点である。

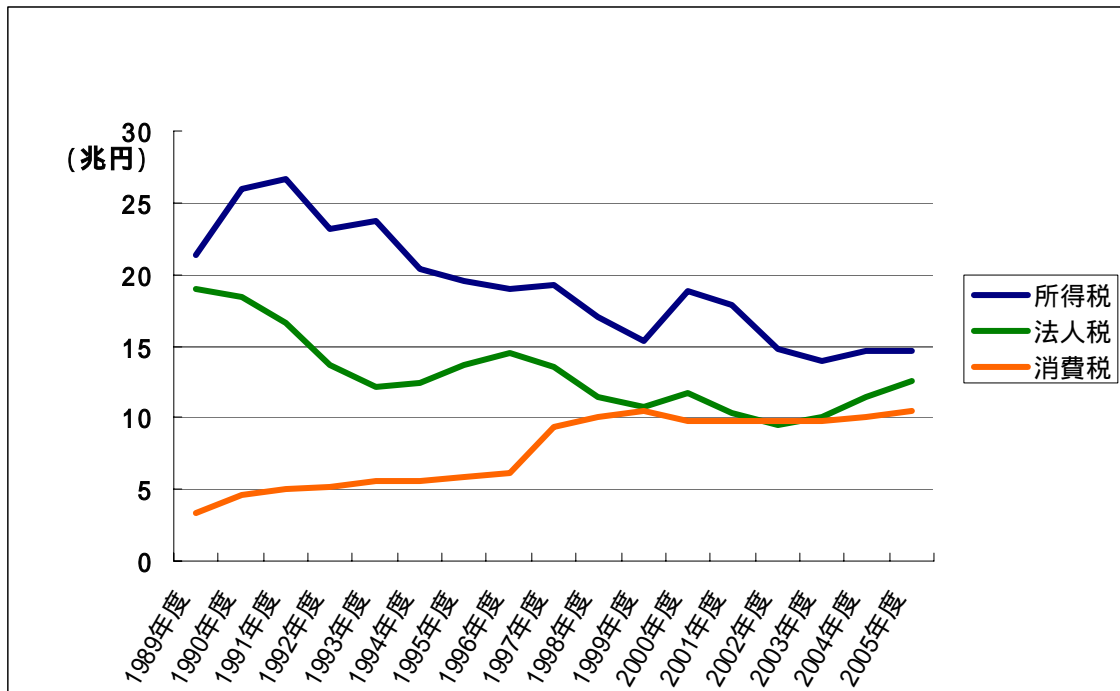


図1 所得税、法人税、消費税の推移
【財務省 一般会計税収（主要税目）の推移 参照】

実際に政府税制調査会は2003年6月にまとめた「少子高齢化における税制」の中で将来の2桁税率への引き上げに言及している。また、日本経団連は2003年5月の『近い将来の税制改革』についての意見の中で「消費税率を遅くとも2007年度までには10%とし、2025年までには18%程度に抑えるべきだ」としており⁶、近年消費税率引き上げに関する議論が活発化している。

ただ消費税には低所得者ほど消費税の負担率が高くなるという逆進性があるため、公平性の観点から問題があると指摘されている⁷。そこで我々は逆進性の緩和を重要視した。この逆進性緩和のために我々は多くのEU諸国で行われている複数税率による軽減税率を日本で導入することの是非を検証する。軽減税率とは低所得者の家計に占める割合が大きい食料

⁵ 財務省一般会計税収（主要税目）の推移 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/010.htm> (2006年11月1日閲覧)

⁶ 村澤(2004)他掲論文

⁷ 橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会15頁

品や上下水道などの生活必需品に対して標準税率よりも低い税率を設定する税制である。我々は所得控除などの所得再分配政策よりも、普段から消費する食料品などに対して設けられた軽減税率のほうが、低所得者がより逆進性の緩和を実感できるのではないかと考えた。

だが逆進性緩和に対して最も効果的な手段は、消費税率の引き上げ幅そのものを抑えることである。しかしながら、先に述べたように財政再建のため増税が不可欠である現状を考えるとそれは難しい。そこで我々は益税問題にも着目した。益税とは中小規模事業者に対する特例によって消費税が国庫に納められずに事業者の手元に残ることである。だが消費者は事業者の形態に関係なく消費税を負担している。このため消費税には不透明性が存在する。この特例措置の廃止が不透明性を解消する。さらに特例措置の廃止によって全ての事業者が納税することで消費税収が増加する。そして消費税収が増加することで消費税の引き上げ幅を抑えることができる。

また、軽減税率の導入、益税の解消には現在の自ら記帳した帳簿に基づき税額計算を行う帳簿方式ではなく EU 諸国のようなインボイス方式への移行が不可欠である。なお、インボイス方式とは、各事業者が、売上高や税額等を記載した書類を取引のたびに作成し、取引の相手側に手渡すというインボイス方式が取引コストの軽減や透明性の確保といった観点から不可欠と言える。

インボイス方式では、財・サービスの供給や提供を行う課税業者は前段階に含まれる税額を控除して納税するために、取引相手に税額が明記された書類（インボイス）を発行しなければならない。そのため取引当事者間にくさびを作り、これにより相互牽制作用を働かせることができる。またインボイスには、発行年月日、事業者氏名・居所、相手の氏名・居所、財・サービスの品名・数量、財・サービスの取引期日、財・サービスの税抜き価格、税率・税額等、を記載する。これらが記載されることで、各事業者間における財・サービスの取引の実態把握が容易に出来る。

2. 消費税の引き上げ幅

本稿では消費税率の引き上げ幅を以下の3点から消費税率の引き上げ幅を10%、15%、20%とする⁸。このような税率を採用した根拠は以下の通りである。

OECD 加盟国 29 カ国のうち単一税率を実施している日本以外の4カ国では消費税率が、10%以上であること

OECD 加盟国 29 カ国のうち複数税率を実施している20カ国では消費税率が、15%以上であること

EU 諸国では標準税率の範囲が15%以上25%以下と定められていること

⁸ 本稿では消費税率の引き上げを前提としており、プライマリーバランス解消のために必要な引き上げ幅などは研究対象とはしていない。またこうした議論として橘木俊詔（2005）『消費税 15%による年金改革』東洋経済新報社がある。

第2節 先行研究

1. 軽減税率

ここでは消費税の軽減税率の導入の是非、実施の効果について分析した先行研究を紹介する。まず軽減税率の導入問題について述べた高田（2004）、次に消費税の軽減税率適用による影響を調べた村澤・湯田・岩本（2004）、MRI 株式会社三菱総合研究所（2006）について述べる。

高田（2004）は、消費税の負担構造と逆進性問題に対する緩和策として、軽減税率制度について食料品を対象に考察し、さらに制度面や執行面への影響等について述べている。そして軽減税率による逆進性の緩和の効果と、その導入に伴う様々な問題を考慮すれば、軽減税率の導入は、制度の簡索性や経済活動に対する中立性から経済的合理性に著しく反しており、将来的に 2 桁税率となっても可能な限り単一税率を維持するべきであるとし、軽減税率の導入を前提として議論、検討していくことには慎重であるべきと警告している。

村澤・湯田・岩本（2004）では、消費データについては、1995年1月から2003年7月までの103ヶ月における『家計調査』の「年間収入五分位階級別・1世帯当たり1ヶ月の収入と支出（勤労者標準世帯）」の10大費目別の月次データを季節調整したものを、価格データについては、平成12年基準の消費者物価継続指数の中分類（全国）月別指数を用いて、所得階級別の家計の消費行動を推定したうえで、消費税率を現在の5%から引き上げる際に、軽減税率を導入すべきか否かを、シミュレーション分析によって検討している。その分析では、社会的厚生関数で評価した場合、不平等度を回避する度合いが高まると、食料・上下水道料に軽減税率を導入することが望ましいという結果が得られている。しかし、村澤・湯田・岩本（2004）は、消費税率引き上げによって生じる逆進性の緩和のための軽減税率の導入について、軽減税率の導入は消費税の逆進性を緩和するが消費財間の選択における攪乱を招き、効率性を低下させてしまう効率と公平のトレードオフの問題があるため、その時々々の価値判断と増税規模に注意しながら論じるべき問題であるとも指摘している。

MRI 株式会社三菱総合研究所（2006）では、前半は消費税率の引き上げの選択肢として、税率の引き上げ幅や福祉目的税の是非、消費税率の引き上げスケジュール、複数税率の可能性について述べ、後半では応用一般均衡モデルを用いて、三菱総合研究所の資料をもとに2002年のデータを基準に実際に政策シミュレーションを行い、税率引き上げの経済的影響について推計している。その中で、消費税率の引き上げは少なからぬマイナスの経済的影響を伴う点に注意が必要としている。また生活必需品への軽減税率の適用には、逆進性をいくぶん緩和させる効果があるとも指摘している。

2. 益税

本節では益税の規模を推計し、今後の消費税のあり方を論じた橋本（2002）を紹介する。

橋本（2002）は1995年の『産業連関表』を用いて、各産業の売上高、中間投入額、輸出額、資本財購入額から納税額を求めた。そして1995年の産業連関表は、消費税率3%のもとで作成されたので、5/103を乗じた。これに非課税品目を考慮することで、中小企業に対する特例措置が存在しなかった場合の税収を仮定した。この仮定の税収と消費税の決算金額と比較することで、益税の規模を算出した。その結果、実際の益税の規模はこれより小さ

いとしながらも、約 1.75 兆円を存在するとし、決して無視し得ない規模であることは間違いないと述べている。さらに将来消費税率を EU 諸国の水準まで引き上げるのならば、複数税率化とインボイス方式への移行を検討すべきであるとしている。

3. 本稿の位置づけ

先行研究において、軽減税率について効率と公平のトレードオフの問題が確認されているが、軽減税率に対する評価は必ずしも一致してない。軽減税率の導入は低所得者への消費税の逆進性の緩和が期待されるが、税制の基本原則である中立性や簡素性の観点から、導入による対象品目の選定や、納税事務負担などの制度面への影響が軽減税率の効果よりも大きければ意味がない。そこで本稿では、すでに軽減税率を導入しているEU諸国の事例を第2章で確認したうえで、第3章で、「物価統計年報」と「家計調査」のデータを用いた効用関数の推定を通じて、消費税率の変化による消費者の効用の変化を計測する。具体的には、軽減税率の導入がもたらす効用を低所得者にもっとも効果があると考えられる食料品について分析したうえで、日本における軽減税率の導入が有効であるかを考察していく。

そして益税については第4章で橋本（2002）と同等の方法で、2000年の『産業連関表』を用いて、現在の消費税率5%の場合の益税を算出する。その上で消費税率を10%、15%、20%となった場合の益税の規模を推計していく。

第2章 諸外国及びわが国の消費税

本章では、現在の EU 諸国での消費税導入の過程と現状を概観した。また、すでに軽減税率を導入しているフランス・ドイツ・イギリスでの問題点を考察した。また、日本における消費税導入までの経緯を、大平・中曽根・竹下の 3 内閣から述べ、日本において軽減税率を導入する際に発生するであろう、制度上の問題を提起した⁹。

第1節 海外の事例

1. EU 各国における付加価値税の仕組みと現状

EU 諸国では付加価値税と呼ばれる消費課税を採用している。単一市場の成立を目指し、財・サービスの円滑な流通を促すために EU 諸国は国単位ではなく、VAT 課税制度という EU 諸国で統一された規定を用いている。VAT の規定をまとめると以下の 3 点である。

EU 諸国の国境での課税は行わず、輸出は域内供給、輸入は域内取引として扱う事業者向けの域内供給について仕向地での課税、個人向けの域内供給については供給地での課税を原則とする

税率は標準税率の下限を 15%とし、軽減税率については 1 または 2 種類の 5%を下回らない税率を設定することができる

次に、各国の付加価値税の仕組みについて詳しく考察していく。EU 内ではデンマークが、標準課税のみからなる単一税率を採用しているが、その他の国々は複数税率を採用している。表 1 は EU 各国の標準税率、軽減税率とその対象品目をまとめたものである。複数税率を採用している国々では、おおむね食料品、医薬品、書籍、新聞、旅客輸送等の生活必需品に対して軽減税率を適用している。税率の数は各国によって異なるが、フィンランド、ルクセンブルク、ベルギーが 4 つで最も多い。フィンランドは、標準税率 22%、軽減税率 0、7、8%、ルクセンブルクは標準税率 15%、軽減税率 3、6、12%、ベルギーは標準税率 21%、軽減税率 0、6、12%というように、標準税率と 3 段階の軽減税率を採用している。

⁹説明は、以下の資料に基づく。

納税協会連合会（1991）『イギリス・ドイツ税制視察レポート』清文社

監視法人トーマツ（2002）『欧州主要国の税法』中央経済社

西山由美（2002）「EUにおける付加価値税の動向」JTRI『税研』第 105 号

千田裕・今井正和（2002）「インボイス方式の実際と導入のあり方」JTRI『税研』第 105 号

高田具視（2004）「食料品等に対する軽減税率の導入問題」

吉田克巳（2005）『現代租税論の展開』八千代出版

国名	標準税率	軽減税率	対象品目
イギリス	17.5%	0%	食料品・水道水・新聞・雑誌・書籍・国内輸送・医薬品・住居用建物の建築等
		5%	光熱費・生理用品・住居用建物の改築(特定)等
ドイツ	16%	7%	食料品・水道水・新聞・雑誌・書籍・国内近距離旅客輸送等
フランス	19.6%	5.5%	食料品・水道水・雑誌・書籍・国内旅客輸送・肥料等
		2.2%	新聞・医薬品等
オランダ	19%	6%	食料品・医薬品・書籍・雑誌・新聞・農産物・公共輸送等
イタリア	20%	10%	種々の食料品・放送・映画・ホテル・サービス・家畜等
		4%	農産物・海産物・食料・雑誌・書籍等
スペイン	16%	7%	食料品・農業用品・水・動物用医薬品・花・植物・ブタンガス・旅客輸送・ホテル・レストラン・牧畜業・文化活動・演劇等
		4%	生活必需品である食料品(パン、牛乳、卵、メリケン粉、チーズ、野菜等)・本・新聞・雑誌・教科書・特定医薬品・義肢・義足・義歯等

表 1 EU 諸国の標準税率と軽減税率

次にフランス・ドイツ・イギリスを例に取り、消費税の導入背景と現状を紹介する。
フランスでは、1917年、一般的な消費税である支払税（小売段階課税）を導入したが、課税ベースが狭く脱税も多かったため、その後取引高税等を採用しつつ付加価値税を導入するに至った。現在、標準税率は19.6%、軽減税率は食料品・水道水・雑誌等に5.5%、新聞・医薬品等に2.2%がかけられている。

ドイツでは、1918年に一般的な消費税である取引高税が導入されたが、流通段階を減らすことにより税負担も減らすことができ、企業の垂直統合を促すなど、企業間の競争に対して干渉的作用を持つなどの弊害が起こったため、付加価値税が導入された。標準税率は現在16%¹⁰、軽減税率は7%で食料品・水道水・新聞・雑誌等が対象となっている。

イギリスでは、1940年に導入された仕入税に対して、消費に中立でないことなどの弊害が起こったため、現在、付加価値税が導入されるに至っている。標準税率は17.5%、軽減税率はゼロ税率が採用されており、食料品・水道水・医薬品等が対象となっている。他にも、光熱費等に軽減税率5%がかけられている。

こうして各国で付加価値税が導入されていき、EU諸国で規定が統一された。

2. EU各国における軽減税率の事例

軽減税率は、一般的に、付加価値税による税負担の逆進性を緩和するために導入された。EU諸国における付加価値税のほとんどは、それ以前に存在していた税制の代替として導入され、しかも導入時から高い税率であったことから、税負担が極端に増加することを回避する必要があり、それぞれの国で歴史的な経緯や政治的な理由などを背景として、軽減税率が導入されているのが実態である。現在、軽減税率を導入しているフランス・ドイツ・イギリスを例にとって考察していく。

フランスは高田(2004)によると、付加価値税導入当初から軽減税率が導入されているため、軽減税率に伴う事務負担はあまり問題となっていないが、軽減税率の対象品目の線引きについて税務当局と事業者側で訴訟となるような事例が確認されている。また政策的な観点から軽減対象品目の拡大を求める要望が強くある。

次にドイツでは、軽減税率は国が社会的弱者の最低限の生活を守るために設けられている。しかし、執行に伴う負担が大きいと、税率を一本化することや他の方法によって公平な弱者対策を行えないかといった議論が行われている。

イギリスの付加価値税において最も特徴的なのは、一定の生活必需品に対する多様なゼロ税率である。しかしゼロ税率の採用は課税ベースを拡大させ、税収の減少を招いてしまった。また還付申告や事後調査といった事務負担が発生する。またゼロ税率適用品目の存在がEU内での貿易において障害となっている。このためイギリスにおいて今後ゼロ税率の適用品目の拡大は困難である。

第2節 日本における消費税導入までの経緯

日本で初めて消費税が導入されたのは、1988年、竹下内閣のときである。税制改革関連法案を強行採択で可決し、日本で初となる消費課税である消費税の導入に成功した。この消費税の導入に至るまでに、大平内閣、中曽根内閣でも消費税を導入しようといった動きがあったのだが、どちらも失敗に終わった。以下で、この3つの内閣での消費税導入へ向けての経緯について詳しく述べる。

¹⁰ 来年度から標準税率の19%への引き上げが決定されている。

1. 大平内閣の一般消費税

まず、大平内閣の下での消費税導入への動きを見ていく中でキーワードとなってくる一般消費税について説明する。一般消費税は、消費物資やサービス全般を対象に課す税金で、同じ間接税でも特定の商品に絞って課税する個別消費税よりも範囲が広く、低い税率で巨額の税収を得ることができる。生産、卸売、小売、消費者の各段階で商品が流通するたびに生まれる欧州の付加価値税などが代表例として挙げられる。当時の大蔵省が1980年1月から導入を目指していた一般消費税の内容もこの付加価値税に近い。当時まとめた一般消費税の骨子は1億円の非課税売上限度、以下のとおりである¹¹。

税金は取引段階ごとに事業者から徴収する

税額は売上高から仕入れ額を差し引いたものに単一税率をかけた仕入れ控除方式で計算する

小規模零細事業者は納税対象から除き、食料品や有価証券・土地の売買、医療、社会福祉などは原則として課税対象としない

また当時の大蔵省の試算では、年間の税収は税率1%として、1978年度を基準にしたとき、小規模零細事業者の免税範囲が年商1000万円以下の場合には5600億円、同2000万円以下の場合には5300億円の税収を得ることが出来るとした。

以上のような特色を持つ一般消費税は1978年9月の政府の税制調査会が試案をまとめて以来、1979年導入を巡り、経済界などで議論の中心となっていた。このような状況を背景に1978年12月、大平内閣が発足した。大平首相は会見で一般消費税について「消費税問題を考える上で歳出が大事だ。歳出を今回の予算編成の過程でぎりぎり洗う必要がある。一般消費税を導入するかどうかという短絡的なことをせず、国民に選択をしてもらわなければならない。」¹²と述べており、大平内閣は一般消費税の早期導入について消極的な態度を見せ、導入を先送りにした。

しかし、その後国際通貨危機、オイルショックによる財政危機を背景に国会では一般消費税の論議が高まった。この影響を受けて、「一般消費税大綱」答申をもとに、消費税導入に消極的であった大平内閣は方針を変更し、赤字国債解消を導入目的とする一般消費税公約で選挙に臨んだ。しかし、消費税に対する国民の強い反対を受け、財政再建のための一般消費税の早期導入を唱えた大平氏の努力もむなしく、一般消費税導入は失敗に終わった。

2. 中曽根内閣の売上税

1982年11月、中曽根内閣が発足する。「増税なき財政再建」が掲げられ、歳出の徹底的削減を目標とした。当時所得税は限界に達しており、税制を維持すること、さらに増税を行うことは給与所得者に対する税負担を過大にするため、不公平を拡大する。所得税と法人税の減税が強く訴えられていたため、税収に占める所得税の比率を下げ、間接税の比率を上げることが検討され、所得税・法人税の減税をなるべく早く実施させたい中曽根内閣は、売上税関連法案を打ち出すのである。

また、当時の間接税は、酒・たばこや自動車、揮発油等の特定の物品に対して課税する個別消費税体系がとられていた。しかし、社会構造の変化とともに、消費形態の変化に課税の様態が適応せず課税ベースが縮小してくるようになる。当時における個別消費税の体系は、課税ベースが狭く、負担の公平性や経済に対する中立性の面で問題が多い。よって物品税における課税ベースの拡大もあり得るが、それでは依然としてサービスの課税がなされないま

¹¹ 日本経済新聞(1978)12月9日朝刊引用

¹² 日本経済新聞(1978)12月8日夕刊引用

まになり、課税対象品目の選定の問題が残される。これらの問題を解決するためにはやはり消費一般にかかる課税ベースの広い間接税の導入が検討の課題とならざるを得なかったのである¹³。

中曽根内閣が打ち出した売上税関連法案は、以下の 4 点を条件とし、税額控除票の受け渡しを必要とするインボイス方式を伴うものであった。

- 1 億円の非課税売上限度
- 食料品・住宅を含む比較的広範な非課税範囲
- 既存 8 間接税の廃止
- 5%の単一税率

中曽根内閣では売上税を導入するにあたり、流通形態、取引形態がわが国により最適な方式である日本型付加価値税を採用した。この形態をとることにより、物品税の課税ベースを拡大する検討案の際に解消できなかったサービスが課税対象となり、課税ベースが拡大される。またこの日本型付加価値税では、納税手続きの簡素化に配慮するために一定期間内の取引をまとめて、税額控除の発行を認める税額控除票を用いたインボイス方式により、取引の各段階で分割納税が行われる。これにより業者の税額が明瞭となるので転嫁が容易になり、多段階分割納入のため課税漏れによる税収への影響は少なくなるとした。

しかし、売上税関連法案は野党から批判の声が上がり、売上税関連法案は廃案となった。また、他の導入失敗の原因としては、税額票の発行義務をはじめとする納税手続きの煩雑さに向けられた事業者の反対によるところが大きい。これは、非課税業者はインボイスを発行できないため取引が不利になるほか、非課税品目が 51 品目と多く非課税業者も多かったので、売上税導入は課税の境界線で摩擦を引き起こし、また、消費行動に非中立的な影響をもたらすなどの混乱を招く恐れがあることが指摘されたためである。

さらには、売上税の具体的内容についての検討がないまま、売上税関連法案が確定されてしまったこと、売上税総額 5 兆 8000 億円という目標数値が先に決められてしまったこと、そして、減税財源を早期に確保することにとらわれ、売上税の審議の時間的な制約を厳しくしたため、国と地方の負担の分け合いも具体的に考えられることがなかったことなども原因として挙げられる¹⁴。

なお、当初減税案であったにもかかわらず、その減税分の財源を確保するために結局は増税という形に踏み切ることになった中曽根内閣に対しての批判も、この売上税の廃案を招いた要因であると考えられる。よって、中曽根内閣の売上税導入も失敗に終わった。

3. 竹下内閣の消費税

1987 年 10 月、竹下内閣が発足した。竹下内閣は中曽根内閣が財政再建のために間接税導入を検討したのに対し、「長寿・福祉社会をより確実なものとして維持していくために、所得・消費・資産等の中で均衡のとれた安定的な税体系を構築する事」といった、将来の福祉財源の確保や税体系の歪みの是正のために間接税導入を検討した。消費課税は当時、奢侈性や便益性に着目して課税する物品税を中心とした個別間接税にのみ依存するものであったため製品間で不公平が生じ、またサービスに対する課税も行われていなかったため消費の多様化やサービス化に対応しきれていなかった。

竹下内閣の消費税は、中曽根内閣がインボイス方式である売上税の導入に失敗した反省が生かされている。売上税はインボイス方式を伴い、その煩雑さに多くの事業者から反対され

¹³ 木下和夫 (1992) 「税制抜本的見直しの答申(下)」『税経通信』第 650 号 37 頁

¹⁴ 佐藤進・宮島洋 (1990) 『戦後税制史(第 2 版)』税務経理協会 416 頁

た。さらに多くの非課税品目を作り非課税業者の幅も大きくとった（年間売上高 1 億円以上）ことも批判を招いた。そのため消費税は各業者が自ら帳簿上で付加価値を計算する帳簿方式が採用された。当時の帳簿方式では、消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出した。仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿または仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件としていた。以上を踏まえ、たうえでの竹下内閣の導入した消費税の骨子は、以下の 4 点である。

- 非課税品目を社会保険診療報酬・社会福祉・学校の授業料など一部に限定
- 非課税業者の範囲は年間売上高 3000 万以下
- 簡易課税制度の適用を課税売上高 5 億円以下
- 3%の単一課税

しかし、消費税創設当時の帳簿方式については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われていたため、制度の信頼性が疑問視されていた。さらに帳簿方式は業者が自ら付加価値の計算を行うため、一種のみなし方式であり、課税の漏れを防ぐのが難しいという欠点も指摘されていた¹⁵。

こうした指摘を踏まえ、1994 年の税制改革では消費税創設当時と異なる帳簿方式が施行された。それまでの仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類のいずれかの保存を義務化する「請求書等保存方式」を採用した。

第3節 軽減税率導入の際に生じる問題点

これまで EU 諸国における付加価値税、および軽減税率の事例を取り上げたが、その問題点を以下の 3 点にまとめた上で、さらに日本において軽減税率の導入の際に生じうる新たな問題を指摘する。

- 軽減する対象品目を客観的な基準により選択することが困難
- 対象品目とそれ以外の価格に異なる影響を与える
- 国民全体で膨大な社会的・経済的コストを払わなければならない

特に にあるように適用税率の対象品目の線引きについては恣意性を伴うことになってしまう。例えば、玩具つきお菓子の分類が挙げられる。この商品を玩具としてみなすのか、食料品としてみなすのかという問題が、障害となることが考えられる。

また、日本において軽減税率を導入する上では、インボイス方式が不可欠である。第 2 節で述べたように、中曽根内閣のもとで打ち出した売上税関連法案は、インボイス方式を伴うもので、業者の税額が明瞭となり、課税漏れによる税収への影響が少なくなるとした。しかし、事業者が納税手続きの煩雑さなどの理由、非課税業者の幅を大きく取りすぎってしまったなどの理由により、廃案となってしまった。その反省を生かした竹下内閣では、各業者が自ら帳簿上で付加価値を計算する帳簿方式を採用した。しかし、この方式には、帳簿の記載内容を記した証拠書類の保存が義務づけられておらず、信頼性が薄いという問題があった。こうした指摘を踏まえ、現在ではその保存の義務化が設けられている。これにより現在、インボイス方式への移行が可能に成りつつある。しかし、まだその導入によって生じる事務負担の増加については、小規模事業者は懸念を示すであろう。従って、EU 諸国で見られるような小規模事業者の事務負担に配慮した規定の創設・維持を検討する必要がある。だが EU

¹⁵ 吉田和男(1996)「21 世紀に向けての税制改革」『フィナンシャルレビュー』第 37 号 12 頁

諸国では、一事業者が事業番号である VAT 番号を登録するのに数ヶ月を要したという事実もある。よって、わが国の課税事業者すべてに事業者番号を割り当てるには、適切な準備期間を設けて、インボイス方式を開始すべきである。

以上のようにわが国で軽減税率を適用する際には、いくつかの制度上の困難が発生すると考えられる。

第3章 軽減税率の効果に関する 実証分析

本章では、将来的に消費税の標準税率が上がることを想定した上で、逆進性の緩和を目的とした軽減税率導入の効果を 5 分位に分けた所得階級別に「家計調査」「物価統計年報」の年次データを用い、効用関数の推計を通じて明らかにする。そして、分析結果から、軽減税率の導入はすべての所得階級で効用の低下を緩和する効果を与え、その中でも低所得階級によりその効果を示していることが実証され、逆進性の緩和の効果を持つという結果が得られた。

第1節 実証分析の方法

本節の目的は、消費税率の引き上げが消費者の効用にどれほどの影響を与えるかを分析し、さらに第 2 章の表 1 から明らかなように、EU 諸国では、軽減税率の対象が必ず食料品を含んでいるので、我々も同様に、食料品へ軽減税率を適用した場合で、逆進性の緩和効果を実証的に明らかにする。

1. 分析方法

効用最大化を図る消費者の理論は線形支出体系の効用関数を仮定すると、以下の式で表すことができる¹⁶。

$$\begin{aligned} \max \quad & u(x_1, x_2) = (x_1 - c_1)^\alpha (x_2 - c_2)^{1-\alpha} \\ \text{s.t.} \quad & p_1 x_1 + p_2 x_2 = I \end{aligned}$$

¹⁶ 以下の説明は西村和雄（1990）ならびに牧厚志（2001）に基づく。

x_1 : 食料品の消費量 (実質消費額 = 食料品支出金額 ÷ 食料品物価指数)
 x_2 : その他の財の消費量 (実質消費額 = その他の財の支出金額 ÷ その他の財の物価指数)
 p_1 : 食料品物価指数
 p_2 : その他の財の物価指数 (その他の 9 つの財の物価指数の加重平均)
 I : 総消費額 (金額)

加重平均は毎年のその他の 9 つの財の消費額を分母とし、毎年の財ごとの消費額をその財の物価指数と掛け算し、それらの和を分子として求めた。なお、 c_1 と c_2 は最低消費量を表し、また $0 < \alpha < 1$ である。

まず、効用最大化の条件は、限界代替率 (限界効用の比) = 価格比である。食料品の限界効用 $\partial u / \partial x_1$ とその他の財の限界効用 $\partial u / \partial x_2$ を計算すると、

$$\partial u / \partial x_1 = \alpha (x_1 - c_1)^{\alpha-1} (x_2 - c_2)^{1-\alpha} \quad , \quad \partial u / \partial x_2 = (1-\alpha) (x_1 - c_1)^\alpha (x_2 - c_2)^{-\alpha}$$

したがって、限界代替率 = 価格比の条件は次のようになる。

$$\frac{\partial u / \partial x_1}{\partial u / \partial x_2} = \frac{\alpha}{1-\alpha} \times \frac{(x_2 - c_2)}{(x_1 - c_1)} = \frac{p_1}{p_2}$$

この式を $x_2 = \dots$ と変形して予算制約式に代入すると、 x_1 と p_1, p_2, I の関係、つまり食料品の需要関数が得られる。同様にその他の財の需要関数も得られる。

$$x_1 = c_1 + \frac{\alpha}{p_1} (I - p_1 c_1 - p_2 c_2) \quad , \quad x_2 = c_2 + \frac{1-\alpha}{p_2} (I - p_1 c_1 - p_2 c_2)$$

これを変形すると、

$$x_1 = c_1 (1-\alpha) + \alpha \left(\frac{I}{p_1} \right) - \alpha c_2 \left(\frac{p_2}{p_1} \right) \quad x_2 = c_2 \alpha + (1-\alpha) \left(\frac{I}{p_2} \right) - (1-\alpha) c_1 \left(\frac{p_2}{p_1} \right)$$

さらに、上式を各変数の差分をとった形に変形する。このとき、 Δx_1 を x_1 の当年と前年の差とし、他の変数も同様にする。すると、推定式は以下のように変形でき、切片が消える。

$$\Delta x_1 = \alpha \Delta \left(\frac{I}{p_1} \right) - c_2 \alpha \Delta \left(\frac{p_2}{p_1} \right) \quad , \quad \Delta x_2 = (1-\alpha) \Delta \left(\frac{I}{p_2} \right) - c_1 (1-\alpha) \Delta \left(\frac{p_1}{p_2} \right)$$

以上より、それぞれの式を最小 2 乗法で推計することができる。ただし、2 つ式の間には係数制約があるので通常の最小 2 乗法ではなく、係数の制約を課した上で SUR (見かけ上無関係な回帰) を使い¹⁷、あらかじめ $\alpha=0.25$ として推計する¹⁸。また、推計に用いるデータ

¹⁷ SUR (Seeming un-related regressions) とは、複数の方程式の変数間の相互依存関係は存在しないが、誤差項の間に相関があるときに、複数の方程式を同時に推計する方法である。本稿のモデルでは c_1, c_2, α が共通の値として二つの方程式に含まれているので係数の制約も課している。

は、「物価統計年報」(総務省)の食料、住居、光熱および水道、教育、教養娯楽、被服および履物、保健医療、家具および家事用品、交通および通信、その他諸雑費の10品目別の消費者物価指数と「家計調査」の収入5分位別に食料品とその他の財(9分類)への支出金額である。なお、名目所得には消費支出総額を用い、それぞれ1980年から2005年の年次データを使用する。また、推定には分位ごとの時系列データではなく、5分位のデータを縦にならべたパネルデータを使用する。これは、時系列データを使用するよりもデータ数が多くなり、安定した結果が得られるためである。さらに、 x_1, x_2 の値を計算するために使う p_1, p_2, I は特定の年の値ではなく推定期間の平均値を使う。

第2節 推定結果

表2は計算式で得られたパラメータの推定値を示したものである。この結果に基づいて効用の変化を計測した。

パラメータ	推定値	t値
c1	431.65	2.68
c2	1283.30	2.81

表2 各パラメータの推定結果

表3は上記のパラメータの推定値を用いて、消費税率を一律に10%、15%、20%引き上げた場合、および各税率時において食料品にのみ現行5%の軽減税率を導入した場合の効用の変化を表したものである¹⁹。また、表4はその効用の減少を百分率で表したものである。これらの推定結果から、まず消費税率の引き上げは各所得階級の家計すべての効用を低下させ、その効用の低下は、税率の高さに比例して大きくなることが確認される。さらに、各分位毎に比較してみると、低所得階級ほど低下が大きいことがわかる。特に、20%の単一税率を適応した場合、第5分位でも19.56%と大きく効用を減らしているが、さらに第1分位においては50.29%と半分も効用が低下する²⁰。そして食料品への軽減税率導入によって、効用の低下は緩和されることがわかり、こちらも効用の低下のあり方と同様に、単一税率と軽減税率を導入した場合との数値差で見ると、税率が高いほど緩和の度合いが大きいことがわかった。

¹⁸ α を固定したのは、パラメータを求めたときにすべての条件を満たすパラメータが得られなかったためである。また $\alpha=0.25$ としたのは、食料品の支出割合に近く、条件を満たしたためである。なお、 $\alpha=0.2$ としたときには第1分位について $x_1 > c_1$ の条件を効用が計算できなかった。

¹⁹ 表において一律に税率を引き上げた場合はそれぞれ5%、10%、15%、20%と表記する。同様に食料品への軽減税率を導入した場合をそれぞれ10%軽減、15%軽減、20%軽減と表記する。

²⁰ ただし効用水準の絶対水準には、経済学的には大きな意味はない。ここでの数値はあくまで、各分位内での比較のためのものである。

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
5%	323.24	641.97	839.32	1157.10	1731.06
10%	232.67	529.19	712.80	1008.45	1542.42
10%軽減	251.77	553.05	739.59	1039.98	1582.52
15%	210.15	501.16	681.35	971.50	1495.55
15%軽減	237.01	534.71	719.05	1015.88	1551.98
20%	160.67	439.55	612.24	890.30	1392.51
20%軽減	198.13	486.48	665.02	952.53	1471.79

表 3 消費課税引き上げによる効用の変化

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
5% 10%	28.02%	17.57%	15.07%	12.85%	10.90%
5% 10%軽減	22.11%	13.85%	11.88%	10.12%	8.58%
5% 15%	34.99%	21.93%	18.82%	16.04%	13.61%
5% 15%軽減	26.68%	16.71%	14.33%	12.21%	10.35%
5% 20%	50.29%	31.53%	27.06%	23.06%	19.56%
5% 20%軽減	38.71%	24.22%	20.77%	17.68%	14.98%

表 4 消費税引き上げによる効用の減少率(%)

表 5 は食料品への軽減税率導入によって効用の低下を緩和させる効果がどの程度あるかを百分率で表したものである。この表からも、軽減税率の導入は税率が高い場合ほどその緩和効果が大きいことがわかる。そして階級毎にその効果を比較してみると、低所得階級ほど大きくなっており、結果から税率 20%時において軽減税率を導入した場合、第 1 分位の緩和の効果(%)は第 5 分位に比べ 7.01%も大きいことがわかった。よって軽減税率を導入した際にも効用の低下は低所得階級のほうが大きく逆進性の問題はいくぶん残ったままではあるが、その差は大幅に縮小しており、このことから軽減税率の導入は、消費税率の引き上げによって生じる逆進性を緩和させる効果を持つといえる。

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
10% 10%軽減	5.91%	3.72%	3.19%	2.73%	2.32%
15% 15%軽減	8.31%	5.23%	4.49%	3.84%	3.26%
20% 20%軽減	11.59%	7.31%	6.29%	5.38%	4.58%

表 5 軽減税率導入による効用の緩和効果(%)

以上の推定結果から、消費税率の引き上げは家計の効用を大きく下げる負の影響を与え、可処分所得の多くを消費に回さなければならぬ低所得階級ほどその影響を受けやすいことがわかり、消費税のもつ逆進性を確認することができた。また、食料品への軽減税率を導入した場合でも、低所得階級のほうが効用の低下は依然大きいままであることもわかった。しかしながら、軽減税率の導入によって、低所得階級の効用の低下は緩和され、さらには高所得階級に比べ、より大きな緩和効果を持つことが確認され、消費税の引き上げによって生

じる逆進性を緩和させる効果が働くことも明らかになった。このことから、軽減税率の導入の有効性が確認されたといえる。

第4章 益税

日本の消費税制上、消費者が支払った税額と実際の税収の差である益税がある。これは第2章で述べたように、消費税創設当初に導入された中小企業に対する特例措置である事業者免税点制度や、簡易課税制度が原因である。現在、制度の適用上限が段階的に縮小されてきているが、依然として益税は存在している。

そこで本章では、2000年度の『産業連関表』のデータを用いて益税の規模を推計した。その結果、2000年度では約1.98兆円の益税が発生することがわかった。これは、発生している可能性のある最大限の数字と考えられるので、実際にはこの数字よりも少ないはずだが、決して無視できない規模である。

また消費税率を10%、15%、20%にそれぞれ引き上げた際の益税も推計した。すると、消費税率を引き上げるほど、益税の額は増大することがわかった。益税を解消できれば消費税の引き上げ幅を抑えることも考えられるので、この益税の問題は見逃すことが出来ないといえる。

第1節 益税の問題点とその解消に向けて

1. 益税の問題点

第3章では軽減税率の効果について分析した。続いて本章では益税について考察する。

2002年6月の政府税制調査会での「あるべき税制の構築に向けた基本方針」において、「消費税については、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮等の観点から、今後、その役割を高めていく必要がある。制度に対する国民の信頼感を高めるべく適正化を図り、税率水準の見直しを図ることが課題である。」としている。このように現行の日本の消費税制度に存在する問題として益税がある。一般に益税とは、中小規模事業者に対する特例によって消費税が国庫に納められずに事業者の手元に残ることである。これは透明性に欠ける。そして次節で推計するように、現在の益税の規模は約1.93兆円にものぼる。これは消費税1%の税収に相当する額であり、これは決して無視できる数字ではない。

こうした益税の原因となっている制度について検証していく。第2章で述べたように、消費税は竹下内閣の下で創設された日本で初めての付加価値税制度である。そのため、中小企業への特例措置として、事業者免税点制度、簡易課税制度、限界控除制度の3つの制度が設けられた。ここで、以上の制度についてそれぞれ考察する。

2. 事業者免税点制度

事業者免税点制度とは、個人事業者の場合は前々暦年、法人の場合は前々事業年度における課税売上高が1000万円以下の事業者に対して、納税義務が免除される制度である。消費税法の制定に際して事業者免税点制度は、「消費一般に幅広く負担を求めるという消費税の課税の趣旨や産業経済に対する中立性の確保という観点からは、いわゆる免税事業者は極力設けないことが望ましいところではあるが、他方、原則としてすべての事業者が納税義務者となる消費税の導入は、わが国にとって初めての経験でもあり、小規模零細事業者の納税事務負担や税務執行面に配慮する必要がある。」という観点から創設された制度であった²¹。

3. 簡易課税制度

簡易課税制度とは、課税仕入れに係る消費税額を計算することなく、その課税期間における課税売上げに対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」をかけて仕入控除税額を計算する制度のことである。この制度は、「特に、累積排除のための前段階税額控除の手続は全く新しい経験であることに鑑み、一定規模以下の中小事業者に対しては、選択によって売上げのみから納付税額を計算する簡易な課税方式を採用することを認める。」という認識から設けられた²²。

4. 限界控除制度

限界控除制度とは、免税点制度の前後にある事業者に対する課税の影響を緩和するために設けられたものであった。政府の見解は次のようなものであった。「この制度により、基準期間における課税売上高が事業者免税点以下で納税義務を免除される者とそれをわずかに超え納税義務を有するもの(売上高の全体に課税される)との間で生ずるギャップを調整し、課税の影響自体を緩和する目的で納付税額を軽減することとした。」とされていた²³。

5. 益税の解消に向けて

以上で述べた簡素性を重視して設けられた3点の制度であったが、一定の見直しをする必要が迫られ、導入以来幾度にわたり改正が繰り返されている。導入直後は、改正について政府は消極的な見解を示したが、その後現在まで透明性の観点から適用上限は縮小傾向にある。

その過程は、まず事業者免税点制度は表6にあるように導入当初の3000万円から、1994年度の税制改革において資本金1000万円以上の新設法人は適用できなくなった。そして2003年度の改正では、免税点が1000万円に引き下げられた。

²¹ 大蔵省主税局税制第2課編(1989)『消費税のすべて』大蔵省印刷局18頁

²² 前掲注参照77頁

²³ 前掲注参照81頁

次に簡易課税制度については、表 6、7にあるように、みなし仕入れ率は導入当初は卸売業とその他の事業 2 区分であった。だが改正によって事業者区分の細分化、適用上限の引き下げが行われた。この結果、2003 年度の改正で事業者区分は 5 区分になり、適用上限は簡易課税を適用している 5000 万円まで引き下げられた。

最後に限界控除制度については、中小事業者の納税事務コストの補填が目的であった。しかしコストが性格上導入時に比べ段階的に小さくなってきたことから、この制度は 1994 年度の税制改革で廃止された。

以上のようにこれらの事業者免税点制度、簡易課税制度の縮小、限界控除制度の廃止によって消費税制度は透明性の確保に向けて前進している。だがこれらの特例措置は今後廃止によって益税が解消されることによって、消費税制が透明性を持ち、そして財源が確保されることが望ましい。

	1989年創設時	1991年改正	1994年税制改革 (1997年4月施行)	2003年
事業者免税点制度				
適用上限	3,000万円	3,000万円	3,000万円 (資本金1,000万円 以上の新設法人は 不適用)	1,000万円
簡易課税制度				
適用上限	5億円	4億円	2億円	5,000万円
みなし仕入れ率	90%,80% の2区分	90%,80%,70%, 60%の4区分	90%,80%,70%, 60%,50%の5区分	90%,80%,70%, 60%,50%の5区分
限界控除制度				
適用上限	6,000万円	5,000万円	制度の廃止	

表 6 特例措置の縮小の過程

事業者区分	事業名	みなし仕入れ率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業	70%
第4種事業	第1～3種,5種のいずれにも該当しない事業, 飲食店業や金融事業等	60%
第5種事業	不動産・サービス業等	50%

表 7 現在のみなし仕入れ率の事業者区分

第2節 益税規模の計測

1. 分析方法

本節では、中小企業に対する特例措置が存在しなかった場合に得られたはずの仮想的な税収を、『2000年産業連関表』の32部門を用いて推計することにした²⁴。産業連関表では、産業ごとの売上高、中間投入額、輸出、輸入、資本財購入額が得られるので、理論上の納税額を推計することが可能である。なおこの分析では、益税を事業者免税点制度と簡易課税制度から発生したものの合計額として捉える。

具体的には各産業の納税額を以下の式で求める²⁵。

納税額＝

実効税率 × (国内生産額 - 中間財投入額 - 投資財購入額 - 輸出) + 輸入品への消費税

2000年の産業連関表は、国内総生産額や中間財投入額等がいずれも税込みの価格となっているため、益税の推計に関しては、以下のような方法を採用した。まず、実効税率を5/105として、産業ごとに納税額を求め、それらを理論上の税収として集計する。ただし、消費税には例外的に非課税品目が設定されている。そのため我々は、金融・保険²⁶、住宅賃借料、教育・研究²⁷、公務、医療・保険・社会保障・介護については非課税産業として取り扱った²⁸。

2. 推定結果

表8は、益税の大きさを計測した結果をまとめたものである。その結果、消費税率5%の場合、2000年度に理論上得られる消費税の税収額は、約14.1兆円となった。一方、表9に示されているように、国税局の統計による2000年度の税収決算額は、地方消費税を含め約12.2兆円であった。この差である約1.93兆円は、想定しうる最大の規模であり、実際はこの数字よりも益税の規模は小さいと考えられる。だが我々はこの結果を益税捉えた²⁹。先行研究である橋本(2002)では益税額が約1.75兆円と、我々の結果とさほど違いがないため、推定結果は妥当であるといえる。

また我々はさらに、2000年度のデータをベースとして、消費税率を10%、15%、20%にそれぞれ引き上げた際の益税も推定した。10%にした場合の理論上得られる消費税の税収額は、約28.3兆円となった(表8の2列目)。これと、2000年度の消費税率5%の際に得

²⁴ 住宅賃借料のみ、産業連関表104部門の値を用いる。

²⁵ 益税の試算方法、説明、非課税品目の設定は、橋本恭之(2002)に基づく。

²⁶ 金融・保険について、手数料だけ非課税にするのが困難であるため、すべてを非課税として処理した。

²⁷ 教育について、課税売り上げと非課税売り上げの比率を推計するのが困難であるため、すべて非課税として処理した。

²⁸ 算出過程の詳細は、付表を参照。

²⁹ この差額には消費税の滞納分も含まれると考えられる。

られた税込決算額の2倍の額、約24.4兆を実際に得られる収入と仮定し(表9の2行目)その差額の約3.85兆円を、10%引き上げ時の益税とした。同様に15%にした場合、理論上得られる税込額は約42.4兆円(表8の3列目)、実際の税込の3倍の額は、約36.6兆円となり(表9の3行目)、差額の約5.78兆円を、また20%にした場合、理論上得られる税込額は約56.6兆円(表8の4列目)、実際の税込の4倍の額は、約44.8兆円となり(表9の4行目)、差額の約7.71兆円をそれぞれ益税であると考えた。

このように、消費税率を引き上げるほど、益税の額は増大することがわかった。また、益税を解消することにより、消費税率引き上げの際の税率の引き上げ幅を抑えることが考えられる。以上のことより、今後消費税率引き上げを議論する際、益税が解消される制度が望ましいといえる。

単位 = 100 万円

	5%時の理論上の税込	10%時の理論上の税込	15%時の理論上の税込	20%時の理論上の税込
国内生産額	902,713,463	902,713,463	902,713,463	902,713,463
内生部門計	432,418,922	432,418,922	432,418,922	432,418,922
投資財購入量	71,131,250	71,131,250	71,131,250	71,131,250
輸出計	57,483,766	57,483,766	57,483,766	57,483,766
国内生産額-中間財-投資財-輸出	341,679,525	341,679,525	341,679,525	341,679,525
×20/105	11,585,204	23,170,407	34,755,611	46,340,814
(控除)輸入計	-54,161,177	-54,161,177	-54,161,177	-54,161,177
×20/105	-2,559,463	-5,118,927	-7,678,390	-10,237,853
納税額	14,144,667	28,289,334	42,434,001	56,578,668
益税額	1,926,612	3,853,224	5,779,836	7,706,448

表 8 理論上の税込決算額

単位 = 100 万円

国税	合計	地方税	合計	税込決算額
現行の下での納税額	9,779,263	現行の下での納税額	2,438,792	12,218,055
10%時の現行の下での納税額	19,558,526	10%時の現行の下での納税額	4,877,584	24,436,110
15%時の現行の下での納税額	29,337,789	15%時の現行の下での納税額	7,316,376	36,654,165
20%時の現行の下での納税額	39,117,052	20%時の現行の下での納税額	9,755,168	48,872,220

表 9 国税局統計年報

第5章 政策提言

1. 分析の要約

本稿では、現在日本が少子高齢化社会に突入していることを踏まえ、今後も社会保障支出などの財政需要が増加することは明白であり、財源をどのように確保するのが大きな課題であるという問題意識が、研究の出発点となっている。もちろん無駄な歳出は削減するとしても、財政再建を実施するには増税は避けられない。今回我々は、増税の対象を消費税に絞ったが、それは消費税が第1章で述べたようにあらゆる世代に広く公平に負担を求められ、景気変動の影響を受けにくい安定した財源であること、そして諸外国と比べて税率が低いことが理由である。しかし、税率を引き上げた場合、消費税は逆進性を持つ。そのため低所得階級への負担が大きくなってしまふ。また現行の消費税の制度では益税が発生してしまふ。そこで、これらの問題の対策を検討した。

まず、逆進性緩和のための手段の1つとして軽減税率の導入が挙げた。そこで第2章で、軽減税率をすでに導入しているEU諸国の事例と日本が消費税を導入した経緯を示した。これを受け第3章では、軽減税率の効果について分析を試みた。そして食料品に対する軽減税率を導入することで逆進性を緩和させることを明らかにした。

次に第4章では、現在の日本の消費税制度の抱える問題のひとつである益税を取り上げた。そして消費税率を引き上げた場合、無視できない規模の益税が発生することが確認された。

2. 政策提言

以上のように、本稿では軽減税率の導入と益税について検証した。しかし、これらを実施するにあたり現行の帳簿方式を改正する必要性が出てくる。第2章で述べたように、複数税率を導入するには各事業者が売上高や税額等を記載した書類を作成するインボイス方式が、透明性の確保、取引コストの軽減という点から不可欠となる。

この現行の帳簿方式からインボイス方式への移行を踏まえたうえで、将来消費税を2桁以上に引き上げるならば、以下の2点を検討すべきである。

食料品に対する軽減税率の導入
事業者免税点制度と簡易課税制度の廃止

について、分析結果から食料品への軽減税率導入は、税率が高い場合ほどその緩和効果が大いことがわかった。そしてその効果は低所得階級ほど大きくなっており、税率20%時において軽減税率を導入した場合、第1分位の緩和の効果は第5分位に比べ7.01%も大きいことが確認された。食料品への軽減税率の導入は、消費税引き上げによって生じる逆進性を緩和させる効果を持つ。

の政策提言について、まず我々は事業者免税点制度と簡易課税制度による益税の発生が透明性の確保といった観点から問題であることを提起した。次に2000年度の『産業連関表』をもとに、消費税率を10%、15%、20%にそれぞれ引き上げた場合の益税を推定した。まず10%の場合の益税は約3.85兆円となった。同様に15%に引き上げた場合は約5.78兆円が益税となった。そして20%の場合は約7.71兆円を益税を算出した。このことから消費税1%が約2兆円に相当するとするならば、消費税が5%引き上げるたびに、1%相当の益税が発生することになる。よって特例措置の廃止により全ての事業者が納税することで、消費税制度が透明性を持ち、消費税込が増加することで消費税の引き上げを抑えることができる。

以上から我々は消費税の2桁税率への引き上げの際、食料品に対する軽減税率の導入と事業者免税点制度と簡易課税制度の廃止を提言する。

参考文献

〈先行論文〉

- ・高田具視(2004)「食料品等に対する軽減税率の導入問題」
<http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/46/takada/ronsou.pdf>
- ・村澤智宏・湯田道生・岩本康志(2004)「消費税の軽減税率適用による効率と公平のトレードオフ」『経済分析』第176号
- ・MRI株式会社三菱総合研究所(2006)「消費税の経済的影響」
<http://www.mri.co.jp/REPORT/ECONOMY/2006/mr060900.pdf>
- ・橋本恭之(2002)「消費税の益税とその対策」JTTRI『税研』第18号

〈参考文献〉

- ・石弘光(1991)「消費税見直しとその背景」JTTRI『税研』第39号
- ・石弘光(2004)『税の負担はどうなるか』中公新書
- ・井堀利宏(2000)「消費税シフトと制度改革のあり方」JTTRI『税研』第93号
- ・岩本康志・尾崎哲・前川裕貴(1995)「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について(1)」『フィナンシャル・レビュー』第35号
- ・岩本康志・尾崎哲・前川裕貴(1996)「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について(2)」『フィナンシャル・レビュー』第37号
- ・牛島正(1995)『分権時代の新・改革』ぎょうせい
- ・大蔵省主税局税制第2課編『消費税のすべて』(1989)大蔵省印刷局18頁
- ・大田弘子(2002)『良い増税・悪い増税』東洋経済新報社
- ・尾崎護(1993)「政府税制調査会資料」政府税制調査会
- ・オリヴァー・オールドマン 水野忠恒訳(1989)「日本の付加価値税理論」JTTRI『税研』第2号
- ・加藤睦夫(1989)『日本の税制 歴史・理論・改革』大月書店
- ・監査法人トーマツ(2002)『欧州主要国の税法』中央経済社
- ・木下和夫(1991)「一般消費税への途」『税経通信』第641号
- ・木下和夫(1991)「一般消費税試案」『税経通信』第643号
- ・木下和夫(1991)「一般消費税の挫折」『税経通信』第644号
- ・木下和夫(1992)「税制抜本的見直しの答申(上)」『税経通信』第649号
- ・木下和夫(1992)「税制抜本的見直しの答申(下)」『税経通信』第650号
- ・木下和夫(1992)「増税なき財政再建」『税経通信』第647号
- ・木下和夫(1992)「抜本的見直しへ」『税経通信』第648号
- ・財団法人日本税務研究センター(1995)『日税研論集 消費税』第30号
- ・佐藤和彦(1997)『日本史小百科<租税>』東京堂出版
- ・佐藤進・宮島洋(1990)『戦後税制史〔第2版〕』税務経理協会
- ・橋本俊詔(2005)「消費税15%による年金改革」東洋経済新報社
- ・千田裕・今井正和(2002)「インボイス方式の実際と導入のあり方」JTTRI『税研』第105号
- ・内閣府(2006)『経済財政白書』

- ・西村和雄(1990)『ミクロ経済学』東洋経済新報社
- ・西山由美(2002)「EUにおける付加価値税の動向」JTRI『税研』第105号
- ・納税協会連合会(1991)『イギリス・ドイツ税制視察レポート』清文社
- ・野口悠紀雄(1994)『税制改革のビジョン 消費税増税路線を見直す』日本経済新聞社
- ・橋本恭之(2002)「消費税の益税とその対策」『税研』第18号
- ・橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会
- ・藤川清史(2005)『産業関連分析入門』日本評論社
- ・牧厚志(2001)『応用計量経済学』日本評論社
- ・水野忠恒(1989)『消費税の制度と理論』弘文堂
- ・宮島洋(1987)「税制改革における売上税」JTRI『税研』第2号
- ・宮島洋(1995)『21世紀を支える税制の論理第6巻消費課税の理論と課題』税務経理協会
- ・吉田克己(2005)『現代租税論の展開』八千代出版
- ・吉田和男(2000)『21世紀日本のための税制改正～間接税・消費課税の改革～』財団法人大蔵財務協会
- ・吉田和男(1996)「21世紀に向けての税制改革」『フィナンシャルレビュー』第37号
- ・和田八束(1990)『日本の税制〔増補版〕』有斐閣

〈データ出典〉

- ・国税局ホームページ
<http://www.nta.go.jp/> (2006年11月1日閲覧)
- ・一般会計税収の推移 財務省
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/010.htm> (2006年11月6日閲覧)
- ・低成長時代におけるわが国の税制・財政
<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JFOA/douyuu/301.htm> (2006年11月2日閲覧)
- ・2000年産業連関表 平成16年3月発行 総務省
<http://www.stat.go.jp/data/io/> (2006年10月24日閲覧)
- ・日本経済新聞 1978年12月9日朝刊、12月8日夕刊
- ・わが国の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択
4.消費税 <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosin/zeichof/z019.htm> (2006年11月12日閲覧)

付表

(表 10) 《益税試算 5%》

単位 = 100 万円

部門別	農林水産業	鉱業	食料品	繊維製品	パルプ・紙・木製品
国内生産額	14,369,689	1,378,652	38,924,619	7,093,605	14,861,895
内生部門計	6,294,855	722,071	23,373,729	4,427,672	9,402,337
投資財購入量	2,149,106	119,024	2,195,830	431,928	686,772
輸出計	72,018	10,934	189,892	588,604	301,320
国生-中間財-投資財-輸出	5,853,710	526,623	13,165,168	1,645,401	4,471,466
× 5/105	278,748	25,077	626,913	78,352	212,927
(控除) 輸入計	-2,118,607	-8,669,068	-4,948,472	-3,118,017	-1,868,224
× 5/105	-100,886	-412,813	-235,642	-148,477	-88,963
納税額	379,634	437,890	862,554	226,829	301,890

部門別	化学製品	石油・石炭製品	窯業・土石製品	鉄鋼	非鉄金属
国内生産額	26,102,452	12,983,407	8,369,081	17,159,538	6,137,764
内生部門計	18,175,956	7,643,925	4,731,562	12,443,888	4,093,349
投資財購入量	2,133,500	364,667	408,490	1,002,718	382,894
輸出計	3,528,217	289,425	584,972	1,491,601	913,508
国生-中間財-投資財-輸出	2,264,779	4,685,390	2,644,057	2,221,331	748,013
× 5/105	107,847	223,114	125,907	105,778	35,620
(控除) 輸入計	-2,702,476	-1,854,537	-397,180	-451,278	-1,858,017
× 5/105	-128,689	-88,311	-18,913	-21,489	-88,477
納税額	236,536	311,425	144,821	127,267	124,097

部門別	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械
国内生産額	13,452,388	28,586,673	53,402,802	42,667,472	3,938,934
内生部門計	7,196,739	17,691,281	35,961,789	32,677,489	2,309,008
投資財購入量	618,987	2,149,268	5,446,858	2,627,912	525,973
輸出計	519,851	7,508,059	15,971,767	11,772,325	1,236,696
国生-中間財-投資財-輸出	5,116,811	1,238,065	-3,977,612	-4,410,254	-132,743
× 5/105	243,658	58,955	-189,410	-210,012	-6,321
(控除) 輸入計	-364,547	-1,945,584	-8,772,550	-1,875,232	-1,077,821
× 5/105	-17,359	-92,647	-417,740	-89,297	-51,325
納税額	261,017	151,602	228,330	-120,715	45,004

部門別	その他の製造工業 製品	建設	電力・ガス・熱供給	水道・廃棄物処理	商業
国内生産額	32,638,428	77,310,529	19,288,195	7,716,175	96,947,625
内生部門計	19,559,456	40,852,293	8,891,712	2,823,873	28,310,968
投資財購入量	2,565,166	1,334,029	6,267,198	119,324	4,982,949
輸出計	1,690,144	0	26,372	4,614	4,491,710
国生-中間財-投資財-輸出	8,823,662	35,124,207	4,102,913	4,768,364	59,161,998
× 5/105	420,174	1,672,581	195,377	227,065	2,817,238
(控除) 輸入計	-3,041,921	0	-1,511	-515	-677,400
× 5/105	-144,853	0	-72	-25	-32,257
納税額	565,028	1,672,581	195,449	227,089	2,849,495

部門別	不動産(課税)	運輸	通信・放送	その他公共サービス	対事業所サービス
国内生産額	9,679,665	47,906,891	22,139,486	4,232,304	76,245,955
内生部門計	2,227,282	25,014,489	8,848,324	1,479,326	30,753,729
投資財購入量	289,228	4,399,630	5,777,103	462,878	9,766,234
輸出計	0	4,260,775	52,219	33,760	1,035,874
国生-中間財-投資財-輸出	7,163,155	14,231,997	7,461,840	2,256,340	34,690,118
× 5/105	341,103	677,714	355,326	107,445	1,651,910
(控除) 輸入計	-685	-2,884,630	-126,380	-60,355	-1,934,036
× 5/105	-33	-137,363	-6,018	-2,874	-92,097
納税額	341,135	815,077	361,344	110,319	1,744,007

部門別	対個人サービス	事務用品	分類不明
国内生産額	58,449,447	1,842,168	4,212,331
内生部門計	24,890,264	1,842,168	2,925,514
投資財購入量	4,829,173	0	82,061
輸出計	469,716	0	20,574
国生-中間財-投資財-輸出	28,260,294	0	1,184,182
× 5/105	1,345,728	0	56,390
(控除) 輸入計	-2,750,603	0	-249,084
× 5/105	-130,981	0	-11,861
納税額	1,476,709	0	68,251

非課税産業	金融・保険	住宅賃借料	公務	教育・研究	医療・保健 ・社会保障 ・介護
国内生産額	38,149,484	56,172,997	36,225,894	36,293,942	44,005,973
内生部門計	12,123,273	6,985,646	9,531,312	7,659,707	17,539,582
投資財購入量	2,061,762	4,423,830	0	3,004,318	3,946,270
輸出計	395,547	2,951	0	23,160	112
国生-中間財-投資財-輸出	23,568,902	44,760,570	26,694,582	25,606,757	22,520,009
× 5/105	0	0	0	0	0
(控除) 輸入計	-370,548	0	0	-40,930	-969
× 5/105	0	0	0	0	0
納税額	0	0	0	0	0

(表 11) 《益税試算 10%》

単位 = 100 万円

部門別	農林水産業	鉱業	食料品	繊維製品	パルプ・紙・木製品
国内生産額	14,369,689	1,378,652	38,924,619	7,093,605	14,861,895
内生部門計	6,294,855	722,071	23,373,729	4,427,672	9,402,337
投資財購入量	2,149,106	119,024	2,195,830	431,928	686,772
輸出計	72,018	10,934	189,892	588,604	301,320
国生-中間財-投資財-輸出	5,853,710	526,623	13,165,168	1,645,401	4,471,466
× 10/105	557,496	50,155	1,253,826	156,705	425,854
(控除) 輸入計	-2,118,607	-8,669,068	-4,948,472	-3,118,017	-1,868,224
× 10/105	-201,772	-825,626	-471,283	-296,954	-177,926
納税額	759,268	875,780	1,725,109	453,659	603,780

部門別	化学製品	石油・石炭製品	窯業・土石製品	鉄鋼	非鉄金属
国内生産額	26,102,452	12,983,407	8,369,081	17,159,538	6,137,764
内生部門計	18,175,956	7,643,925	4,731,562	12,443,888	4,093,349
投資財購入量	2,133,500	364,667	408,490	1,002,718	382,894
輸出計	3,528,217	289,425	584,972	1,491,601	913,508
国生-中間財-投資財-輸出	2,264,779	4,685,390	2,644,057	2,221,331	748,013
× 10/105	215,693	446,228	251,815	211,555	71,239
(控除) 輸入計	-2,702,476	-1,854,537	-397,180	-451,278	-1,858,017
× 10/105	-257,379	-176,623	-37,827	-42,979	-176,954
納税額	473,072	622,850	289,642	254,534	248,193

部門別	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械
国内生産額	13,452,388	28,586,673	53,402,802	42,667,472	3,938,934
内生部門計	7,196,739	17,691,281	35,961,789	32,677,489	2,309,008
投資財購入量	618,987	2,149,268	5,446,858	2,627,912	525,973
輸出計	519,851	7,508,059	15,971,767	11,772,325	1,236,696
国生-中間財-投資財-輸出	5,116,811	1,238,065	-3,977,612	-4,410,254	-132,743
× 10/105	487,315	117,911	-378,820	-420,024	-12,642
(控除) 輸入計	-364,547	-1,945,584	-8,772,550	-1,875,232	-1,077,821
× 10/105	-34,719	-185,294	-835,481	-178,594	-102,650
納税額	522,034	303,205	456,661	-241,431	90,007

部門別	その他の製造工業 製品	建設	電力・ガス・熱供給	水道・廃棄物処理	商業
国内生産額	32,638,428	77,310,529	19,288,195	7,716,175	96,947,625
内生部門計	19,559,456	40,852,293	8,891,712	2,823,873	28,310,968
投資財購入量	2,565,166	1,334,029	6,267,198	119,324	4,982,949
輸出計	1,690,144	0	26,372	4,614	4,491,710
国生-中間財-投資財-輸出	8,823,662	35,124,207	4,102,913	4,768,364	59,161,998
× 10/105	840,349	3,345,163	390,754	454,130	5,634,476
(控除) 輸入計	-3,041,921	0	-1,511	-515	-677,400
× 10/105	-289,707	0	-144	-49	-64,514
納税額	1,130,056	3,345,163	390,898	454,179	5,698,990

部門別	不動産(課税)	運輸	通信・放送	その他の公共サービス	対事業所サービス
国内生産額	9,679,665	47,906,891	22,139,486	4,232,304	76,245,955
内生部門計	2,227,282	25,014,489	8,848,324	1,479,326	30,753,729
投資財購入量	289,228	4,399,630	5,777,103	462,878	9,766,234
輸出計	0	4,260,775	52,219	33,760	1,035,874
国生-中間財-投資財-輸出	7,163,155	14,231,997	7,461,840	2,256,340	34,690,118
× 10/105	682,205	1,355,428	710,651	214,890	3,303,821
(控除) 輸入計	-685	-2,884,630	-126,380	-60,355	-1,934,036
× 10/105	-65	-274,727	-12,036	-5,748	-184,194
納税額	341,135	1,630,155	722,688	220,638	3,488,015

部門別	対個人サービス	事務用品	分類不明
国内生産額	58,449,447	1,842,168	4,212,331
内生部門計	24,890,264	1,842,168	2,925,514
投資財購入量	4,829,173	0	82,061
輸出計	469,716	0	20,574
国生-中間財-投資財-輸出	28,260,294	0	1,184,182
× 10/105	2,691,457	0	112,779
(控除) 輸入計	-2,750,603	0	-249,084
× 10/105	-261,962	0	-23,722
納税額	2,953,419	0	136,502

非課税産業	金融・保険	住宅賃借料	公務	教育・研究	医療・保健 ・社会保障 ・介護
国内生産額	38,149,484	56,172,997	36,225,894	36,293,942	44,005,973
内生部門計	12,123,273	6,985,646	9,531,312	7,659,707	17,539,582
投資財購入量	2,061,762	4,423,830	0	3,004,318	3,946,270
輸出計	395,547	2,951	0	23,160	112
国生-中間財-投資財-輸出	23,568,902	44,760,570	26,694,582	25,606,757	22,520,009
× 10/105	0	2,131,456	0	0	0
(控除) 輸入計	-370,548	0	0	-40,930	-969
× 10/105	0	0	0	0	0
納税額	0	2,131,456	0	0	0

(表 12) 《益税試算 15%》

単位 = 100 万円

部門別	農林水産業	鉱業	食料品	繊維製品	パルプ・紙・木製品
国内生産額	14,369,689	1,378,652	38,924,619	7,093,605	14,861,895
内生部門計	6,294,855	722,071	23,373,729	4,427,672	9,402,337
投資財購入量	2,149,106	119,024	2,195,830	431,928	686,772
輸出計	72,018	10,934	189,892	588,604	301,320
国生-中間財-投資財-輸出	5,853,710	526,623	13,165,168	1,645,401	4,471,466
× 15/105	836,244	75,232	1,880,738	235,057	638,781
(控除) 輸入計	-2,118,607	-8,669,068	-4,948,472	-3,118,017	-1,868,224
× 15/105	-302,658	-1,238,438	-706,925	-445,431	-266,889
納税額	1,138,902	1,313,670	2,587,663	680,488	905,670

部門別	化学製品	石油・石炭製品	窯業・土石製品	鉄鋼	非鉄金属
国内生産額	26,102,452	12,983,407	8,369,081	17,159,538	6,137,764
内生部門計	18,175,956	7,643,925	4,731,562	12,443,888	4,093,349
投資財購入量	2,133,500	364,667	408,490	1,002,718	382,894
輸出計	3,528,217	289,425	584,972	1,491,601	913,508
国生-中間財-投資財-輸出	2,264,779	4,685,390	2,644,057	2,221,331	748,013
× 15/105	323,540	669,341	377,722	317,333	106,859
(控除) 輸入計	-2,702,476	-1,854,537	-397,180	-451,278	-1,858,017
× 15/105	-386,068	-264,934	-56,740	-64,468	-265,431
納税額	709,608	934,275	434,462	381,801	372,290

部門別	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械
国内生産額	13,452,388	28,586,673	53,402,802	42,667,472	3,938,934
内生部門計	7,196,739	17,691,281	35,961,789	32,677,489	2,309,008
投資財購入量	618,987	2,149,268	5,446,858	2,627,912	525,973
輸出計	519,851	7,508,059	15,971,767	11,772,325	1,236,696
国生-中間財-投資財-輸出	5,116,811	1,238,065	-3,977,612	-4,410,254	-132,743
× 15/105	730,973	176,866	-568,230	-630,036	-18,963
(控除) 輸入計	-364,547	-1,945,584	-8,772,550	-1,875,232	-1,077,821
× 15/105	-52,078	-277,941	-1,253,221	-267,890	-153,974
納税額	783,051	454,807	684,991	-362,146	135,011

部門別	その他の製造工業 製品	建設	電力・ガス・熱供給	水道・廃棄物処理	商業
国内生産額	32,638,428	77,310,529	19,288,195	7,716,175	96,947,625
内生部門計	19,559,456	40,852,293	8,891,712	2,823,873	28,310,968
投資財購入量	2,565,166	1,334,029	6,267,198	119,324	4,982,949
輸出計	1,690,144	0	26,372	4,614	4,491,710
国生-中間財-投資財-輸出	8,823,662	35,124,207	4,102,913	4,768,364	59,161,998
× 15/105	1,260,523	5,017,744	586,130	681,195	8,451,714
(控除) 輸入計	-3,041,921	0	-1,511	-515	-677,400
× 15/105	-434,560	0	-216	-74	-96,771
納税額	1,695,083	5,017,744	586,346	681,268	8,548,485

部門別	不動産(課税)	運輸	通信・放送	その他の公共サービス	対事業所サービス
国内生産額	9,679,665	47,906,891	22,139,486	4,232,304	76,245,955
内生部門計	2,227,282	25,014,489	8,848,324	1,479,326	30,753,729
投資財購入量	289,228	4,399,630	5,777,103	462,878	9,766,234
輸出計	0	4,260,775	52,219	33,760	1,035,874
国生-中間財-投資財-輸出	7,163,155	14,231,997	7,461,840	2,256,340	34,690,118
× 15/105	1,023,308	2,033,142	1,065,977	322,334	4,955,731
(控除) 輸入計	-685	-2,884,630	-126,380	-60,355	-1,934,036
× 15/105	-98	-412,090	-18,054	-8,622	-276,291
納税額	341,135	2,445,232	1,084,031	330,956	5,232,022

部門別	対個人サービス	事務用品	分類不明
国内生産額	58,449,447	1,842,168	4,212,331
内生部門計	24,890,264	1,842,168	2,925,514
投資財購入量	4,829,173	0	82,061
輸出計	469,716	0	20,574
国生-中間財-投資財-輸出	28,260,294	0	1,184,182
× 15/105	4,037,185	0	169,169
(控除) 輸入計	-2,750,603	0	-249,084
× 15/105	-392,943	0	-35,583
納税額	4,430,128	0	204,752

非課税産業	金融・保険	住宅賃借料	公務	教育・研究	医療・保健 ・社会保障 ・介護
国内生産額	38,149,484	56,172,997	36,225,894	36,293,942	44,005,973
内生部門計	12,123,273	6,985,646	9,531,312	7,659,707	17,539,582
投資財購入量	2,061,762	4,423,830	0	3,004,318	3,946,270
輸出計	395,547	2,951	0	23,160	112
国生-中間財-投資財-輸出	23,568,902	44,760,570	26,694,582	25,606,757	22,520,009
× 15/105	0	2,131,456	0	0	0
(控除) 輸入計	-370,548	0	0	-40,930	-969
× 15/105	0	0	0	0	0
納税額	0	2,131,456	0	0	0

(表 13) 《益税試算 20%》

単位 = 100 万円

部門別	農林水産業	鉱業	食料品	繊維製品	パルプ・紙・木製品
国内生産額	14,369,689	1,378,652	38,924,619	7,093,605	14,861,895
内生部門計	6,294,855	722,071	23,373,729	4,427,672	9,402,337
投資財購入量	2,149,106	119,024	2,195,830	431,928	686,772
輸出計	72,018	10,934	189,892	588,604	301,320
国生-中間財-投資財-輸出	5,853,710	526,623	13,165,168	1,645,401	4,471,466
× 20/105	1,114,992	100,309	2,507,651	313,410	851,708
(控除) 輸入計	-2,118,607	-8,669,068	-4,948,472	-3,118,017	-1,868,224
× 20/105	-403,544	-1,651,251	-942,566	-593,908	-355,852
納税額	1,518,537	1,751,560	3,450,217	907,318	1,207,560

部門別	化学製品	石油・石炭製品	窯業・土石製品	鉄鋼	非鉄金属
国内生産額	26,102,452	12,983,407	8,369,081	17,159,538	6,137,764
内生部門計	18,175,956	7,643,925	4,731,562	12,443,888	4,093,349
投資財購入量	2,133,500	364,667	408,490	1,002,718	382,894
輸出計	3,528,217	289,425	584,972	1,491,601	913,508
国生-中間財-投資財-輸出	2,264,779	4,685,390	2,644,057	2,221,331	748,013
× 20/105	431,386	892,455	503,630	423,111	142,479
(控除) 輸入計	-2,702,476	-1,854,537	-397,180	-451,278	-1,858,017
× 20/105	-514,757	-353,245	-75,653	-85,958	-353,908
納税額	946,144	1,245,700	579,283	509,068	496,387

部門別	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械
国内生産額	13,452,388	28,586,673	53,402,802	42,667,472	3,938,934
内生部門計	7,196,739	17,691,281	35,961,789	32,677,489	2,309,008
投資財購入量	618,987	2,149,268	5,446,858	2,627,912	525,973
輸出計	519,851	7,508,059	15,971,767	11,772,325	1,236,696
国生-中間財-投資財-輸出	5,116,811	1,238,065	-3,977,612	-4,410,254	-132,743
× 20/105	974,631	235,822	-757,640	-840,048	-25,284
(控除) 輸入計	-364,547	-1,945,584	-8,772,550	-1,875,232	-1,077,821
× 20/105	-69,438	-370,587	-1,670,962	-357,187	-205,299
納税額	1,044,068	606,409	913,322	-482,861	180,015

部門別	その他の製造工業 製品	建設	電力・ガス・熱供給	水道・廃棄物処理	商業
国内生産額	32,638,428	77,310,529	19,288,195	7,716,175	96,947,625
内生部門計	19,559,456	40,852,293	8,891,712	2,823,873	28,310,968
投資財購入量	2,565,166	1,334,029	6,267,198	119,324	4,982,949
輸出計	1,690,144	0	26,372	4,614	4,491,710
国生-中間財-投資財-輸出	8,823,662	35,124,207	4,102,913	4,768,364	59,161,998
×20/105	1,680,698	6,690,325	781,507	908,260	11,268,952
(控除) 輸入計	-3,041,921	0	-1,511	-515	-677,400
×20/105	-579,414	0	-288	-98	-129,029
納税額	2,260,111	6,690,325	781,795	908,358	11,397,981

部門別	不動産(課税)	運輸	通信・放送	その他の公共サービス	対事業所サービス
国内生産額	9,679,665	47,906,891	22,139,486	4,232,304	76,245,955
内生部門計	2,227,282	25,014,489	8,848,324	1,479,326	30,753,729
投資財購入量	289,228	4,399,630	5,777,103	462,878	9,766,234
輸出計	0	4,260,775	52,219	33,760	1,035,874
国生-中間財-投資財-輸出	7,163,155	14,231,997	7,461,840	2,256,340	34,690,118
×20/105	1,364,410	2,710,857	1,421,303	429,779	6,607,642
(控除) 輸入計	-685	-2,884,630	-126,380	-60,355	-1,934,036
×20/105	-130	-549,453	-24,072	-11,496	-368,388
納税額	341,135	3,260,310	1,445,375	441,275	6,976,029

部門別	対個人サービス	事務用品	分類不明
国内生産額	58,449,447	1,842,168	4,212,331
内生部門計	24,890,264	1,842,168	2,925,514
投資財購入量	4,829,173	0	82,061
輸出計	469,716	0	20,574
国生-中間財-投資財-輸出	28,260,294	0	1,184,182
×20/105	5,382,913	0	225,558
(控除) 輸入計	-2,750,603	0	-249,084
×20/105	-523,924	0	-47,445
納税額	5,906,838	0	273,003

非課税産業	金融・保険	住宅賃借料	公務	教育・研究	医療・保健 ・社会保障 ・介護
国内生産額	38,149,484	56,172,997	36,225,894	36,293,942	44,005,973
内生部門計	12,123,273	6,985,646	9,531,312	7,659,707	17,539,582
投資財購入量	2,061,762	4,423,830	0	3,004,318	3,946,270
輸出計	395,547	2,951	0	23,160	112
国生-中間財-投資財-輸出	23,568,902	44,760,570	26,694,582	25,606,757	22,520,009
× 20/105	0	2,131,456	0	0	0
(控除) 輸入計	-370,548	0	0	-40,930	-969
× 20/105	0	0	0	0	0
納税額	0	2,131,456	0	0	0